

資料 1

印西市教育振興基本計画の策定方針及び検討組織の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、印西市教育振興基本計画（以下「教育振興計画」という。）の策定に当たり、教育振興計画が教育基本法（平成18年法律第120号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画としてより一層の充実を図るため、策定方針及び検討組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 教育振興計画は、次の基本方針により策定するものとする。

- (1) 教育振興計画は、法第17条第2項に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするため、第3条第1項各号に規定する各分野の教育に関する施策の充実及び各分野の連携・強化を図る横断的な施策等について検討し、その総体が法の趣旨に沿った市民のための教育振興計画となるよう策定すること。
- (2) 教育振興計画は、印西市総合計画及び印西市教育大綱と整合性を図りつつ、千葉県が定める教育振興基本計画を参酌しながら策定すること。

(体系及び所管課)

第3条 教育振興計画の体系は、次に掲げる分野別計画及び分野の連携・強化を図る横断的な施策を合わせた計画体系とする。

- (1) 学校教育に関する計画
- (2) 生涯学習に関する計画
- (3) 文化芸術に関する計画
- (4) スポーツに関する計画

2 前項各号の分野別計画は、教育振興計画において「編」と各区分を示し、それぞれの計画策定の所管課は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育に関する計画 学校教育編 学務課、指導課及び教育総務課
- (2) 生涯学習に関する計画 生涯学習編 生涯学習課
- (3) 文化芸術に関する計画 文化芸術編 生涯学習課

(4) スポーツに関する計画 スポーツ編 スポーツ振興課

3 前項の分野別計画の施策の連携・強化を図る横断的な施策及び教育振興計画策定全体の調整等については、教育総務課が所管する。

(検討組織)

第4条 教育振興計画の策定に当たり、分野別計画の検討を行うため、次のとおり検討組織を設置し、その運営は、前条に規定するそれぞれの分野別計画策定の所管課において行う。

(1) 学校教育編 印西市教育振興基本計画(学校教育編)検討委員会(以下「学校教育編検討委員会」という。)

(2) 生涯学習編 印西市教育振興基本計画(生涯学習編)検討委員会(以下「生涯学習編検討委員会」という。)

(3) 文化芸術編 印西市教育振興基本計画(文化芸術編)検討委員会(以下「文化芸術編検討委員会」という。)

(4) スポーツ編 印西市スポーツ推進審議会(以下「スポーツ推進審議会」という。)

2 前条第3項に規定する横断的な施策の検討及び教育振興計画策定に関し、必要な全体調整に関する検討及び調整を行うため、印西市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

3 前2項に規定する検討組織の円滑な運営を図るため、作業部会を設置することができる。

(学校教育編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第5条 学校教育編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 教育振興基本計画学校教育編の策定に関わる助言及び提言に関すること。

(2) その他教育振興基本計画学校教育編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 学校教育編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

- (2) 学校教育関係者
- (3) 市PTA関係者
- (4) 公募により選出された市民

3 学校教育編検討委員会に関する庶務的事務は、学務課及び指導課が処理する。

(生涯学習編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第6条 生涯学習編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画生涯学習編の策定に関わる助言及び提言に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画生涯学習編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 生涯学習編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習関係者
- (3) 公募により選出された市民

3 生涯学習編検討委員会に関する庶務的事務は、生涯学習課が処理する。

(文化芸術編検討委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第7条 文化芸術編検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画文化芸術編の策定に関わる助言及び提言に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画文化芸術編の策定に関し必要な事項に関すること。

2 文化芸術編検討委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化芸術に関する知識経験を有する者
- (2) 文化芸術団体関係者
- (3) 文化財関連関係者
- (4) 公募により選出された市民

3. 文化芸術編検討委員会に関する庶務的事務は、生涯学習課が処理する。

(スポーツ推進審議会の所掌事務及び検討組織)

第8条 スポーツ推進審議会の所掌事務及び検討組織の運営に関する事項は、印西市スポーツ推進審議会条例(平成17年条例第30号)の規定による。

2 前項の規定により、第10条から第12条までの規定は、スポーツ推進審議会において適用しない。

(策定委員会の所掌事務、検討組織及び庶務)

第9条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 分野別計画の施策の連携・強化を図る横断的な施策の検討調整に関すること。

(2) 教育振興計画の策定に関し必要な全体調整に関すること。

(3) その他次期教育振興基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

2 策定委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学校教育編検討委員会から推薦された委員

(2) 生涯学習編検討委員会から推薦された委員

(3) 文化芸術編検討委員会から推薦された委員

(4) スポーツ推進審議会から推薦された委員

3 策定委員会に関する庶務的事務は、教育総務課が処理する。

(任期)

第10条 学校教育編検討委員会、生涯学習編検討委員会、文化芸術編検討委員会(以下「各検討委員会」という。)及び策定委員会の委員の任期は、所期の目的を達成したときまでとする。

(役員)

第11条 各検討委員会及び策定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 各委員長は、会務を総理し、当該検討委員会又は策定委員会を代表する。

3 各副委員長は、当該委員長を補佐し、当該委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 各検討委員会及び策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 各検討委員会及び策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、各検討委員会及び策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（進行管理）

第14条 教育振興計画は、計画（P）、実行（D）、評価（C）及び改善（A）のサイクルに留意し、関係各課が連携して進行管理していくものとする。

2 教育振興計画の進行管理は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づく点検及び評価の活用などにより実施していくものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱の廃止）

2 印西市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱（平成24年教育委員会告示第5号）は、廃止する。

（印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会設置要綱の廃止）

3 印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会設置要綱（平成24年教育委員会告示第6号）は、廃止する。

（経過措置）

4 平成30年度から平成33年度までを計画期間とする印西市教育振興基本計画（以下「次期教育振興基本計画」という。）の策定に当たっては、第2条

第1号の基本方針に基づき、現行計画の「印西市教育振興基本計画(平成25～29年度)」、「第二次生涯学習まちづくり推進計画(平成25～29年度)」、「スポーツ振興基本計画(平成20年度～29年度)」及び生涯学習まちづくり推進計画から分離して策定する文化芸術に関する計画の4つの教育関係計画を体系的に関連付け、その総体をもって法第17条第2項に基づく市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定する。

- 5 次期教育振興基本計画は、印西市総合計画第2次基本計画(平成28年度～平成32年度)及び印西市教育大綱(平成28年2月策定・平成28年度～平成32年度)と整合性を図りつつ、千葉県教育振興基本計画(平成27年度～平成31年度)を参酌しながら策定する。